

春日井市小・中学校部活動ガイドライン(案)



平成 3 1 年 3 月
春日井市教育委員会

目 次

はじめに	．．．	1
1. 適切な運営のための体制整備	．．．	2
(1) 各校における部活動に係る方針の策定	．．．	2
(2) 適正数の顧問配置と部活動の設置	．．．	2
(3) 活動計画	．．．	2
(4) 部活動の指導・助言	．．．	3
(5) 部活動指導員の活用	．．．	3
2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	．．．	3
(1) 適切な指導の実施	．．．	3
(2) 安全指導の充実	．．．	3
(3) 効果的な指導及び指導力の向上	．．．	5
3. 適切な休養日等の設定	．．．	5
(1) 小学校	．．．	5
(2) 中学校	．．．	6
4. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	．．．	7
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	．．．	7
(2) 保護者との連携・協力		
(3) 地域との連携	．．．	7
5. 学校単位で参加する大会等の見直し	．．．	8
(1) 小学校	．．．	8
(2) 中学校	．．．	8
6. 教育委員会の取組	．．．	8
(1) ガイドラインの検証	．．．	8
(2) 諸課題への取組	．．．	8



はじめに

これまで部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツや文化等、児童生徒（以下、単に「生徒」という）一人一人の個性を育み、能力を伸ばしてきた。また、仲間と切磋琢磨しながら励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育む活動として、存在意義が認められてきた。

しかし、生徒の中には、運動部、文化部を問わず、連日又は長時間にわたる活動等により十分な休養をとることができず、学習に支障が出たりスポーツ障害を引き起こしたりして心身の健康を害する場合もある。

一方、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動は従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続が難しい場合がある。

また、一部の教員にとっては、未経験の部活動指導を担っていることに関する不安や顧問業務を行うことで他の担任業務や教科指導等のための時間が不足してしまう現状がある。

将来においても、生徒が生涯にわたって豊かな人間形成を実現するための資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものにするためには、生徒のニーズに応じた運動や文化活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、愛知県教育委員会「部活動指導ガイドライン～より効果的で持続可能な部活動を目指して～」を基に、本市における望ましい部活動の在り方を明確にし、魅力ある部活動となるための指針として、適切な運営のための体制の整備、効率的・効果的な活動のための取組、休養日の設定等を規定した「春日井市小・中学校部活動ガイドライン」を策定し、生徒や保護者、教員にとって望ましい部活動環境を構築することとする。

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 各校における部活動に係る方針の策定

本ガイドラインは、生徒にとり部活動が望ましい教育環境を構築するという観点に立つものであり、校長は以下の点を重視して「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、ホームページへの掲載等により公表及びその運用を徹底するものとする。

ア 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動及び文化活動を楽しむことができるようにするとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進したり、豊かな感性を醸成したりすることができる資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

イ 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

ウ 学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 適正数の顧問配置と部活動の設置

校長は、教員¹、部活動指導員²を顧問³に任命し、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の多忙化解消等の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、顧問の複数配置及び適正数の部活動を設置する。また、部活動の増減及び諸問題については校内に特別委員会等を設置することにより、組織的に問題解決を図る。

さらに、部活動数の適正化を図る際には、既存の部活動のみではなく、生徒の体力向上や趣味特技などの多様なニーズを踏まえ、大会や発表会に参加することを目的としない部活動の設立も考慮する。

(3) 活動計画

顧問は「学校の部活動に係る活動方針」に則り、部活動の目標や指導方針、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。その際、顧問

¹ 教員とは教頭及び教諭、養護教諭を指す。

² 部活動指導員とは、市教委が主催する研修（部活動指導員の概要、部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒・保護者及び地域に対する理解の促進等の内容）を受講し、部活動の単独指導及び引率等が可能な学校臨時職員である。

³ 顧問とは、教員と部活動指導員からなる。

は生徒の個性や特性を把握し、練習課題や大会・発表会等を設定する。また、毎月の活動計画や大会・発表会等の開催予定、移動方法等は事前に生徒・保護者に文書で連絡する。

(4) 部活動の指導・助言

校長は顧問から提出される毎月の活動計画を確認し、適切な指導が行われているかを把握し、必要な指導・助言を行う。

なお、校長は、顧問である教員においては文部科学省の通達⁴を踏まえた業務改善及び勤務時間管理等を行うものとする。

(5) 部活動指導員の活用

校長は部活動指導員を活用する場合は、学校職員として校務分掌に位置づける。部活動指導員は、生徒が安全に、充実した部活動指導が受けられるように、学校と綿密に情報交換を行い、校長への報告も十分に行う。

なお、部活動指導員の身分及び役割を学校内及び保護者へ周知する。

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

校長及び運動部顧問にあつては、部活動の実施に当たり、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」⁵に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 安全指導の充実

ア 成長期の生徒の心身の健康管理

生徒は、スポーツ医・科学の観点から、練習効果を効率的に得るためには、適切な休養が必要である。また、過度の練習は成長期の生徒のスポーツ障害及びけがの危険性を高めることから、顧問は心の不調を来すことを意識し

⁴ 「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日、文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」

⁵ 大阪市立高校での体罰事案を受けて運動部活動における体罰が問題となっていること、また、教育再生実行会議の第一次提言において、運動部活動指導のガイドラインを作成することが提言されていることを受け「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成 25 年 5 月 27 日に「運動部活動での指導のガイドライン」を含めて調査研究報告書がとりまとめられた。

て指導に当たる。特に、女子生徒の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

イ 事故の防止

顧問は、生徒一人一人の発達段階や体力、習得状況が異なることから、事前事後の健康観察や活動中の健康状態の把握を行い、無理のない練習となるよう留意する。

また、気象状況による危機管理や熱中症、頭頸部の負傷等を未然に防ぐことができるよう、情報収集や安全への配慮を行い、事故が起こった場合の対処法や救急体制の周知徹底を図る。

ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

顧問は、指導に当たって、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為はしてはならない。特に、体罰は学校教育法第11条において禁止されており、いかなる場合においても行ってはならない。

エ 施設・設備・用具等の安全点検の実施

顧問は施設・設備・用具等の定期的な安全点検を行い、常に安全を確認する。また、生徒自身が安全に関する知識や技能を身につけ、積極的に自分や他の生徒の安全について考えさせることができるようにする。

オ 校外での活動について

練習試合や大会・発表会への参加等、校外で活動する場合は、顧問は、必ず事前に実施日や場所、安全に配慮した引率方法などについて校長の承認を得るとともに、対外競技の届の提出によって市教育委員会へ報告する。

また、対外試合等による移動については、徒歩及び公共交通機関、タクシー又は借り上げバス等を利用する。交通費を徴収する場合は、顧問は、収支決算を明らかにし保護者に報告する。

顧問は、ヘルメットの着用や交通ルールの指導を徹底したもと、自転車での行動可能な範囲は自転車による移動を認める。

なお、顧問は、本人が使用する自動車による生徒の送迎を行ってはならない。

(3) 効果的な指導及び指導力の向上

ア 自主的・自発的な活動

顧問は、一方的な指導だけではなく、生徒各々が自身の目標や課題を設定し、その達成や解決のために必要な取組を支援する。また、大会や発表会への参加についても生徒の意思を尊重する。

イ 特別支援教育の視点を生かした指導

顧問は、生徒がもつ多様な特性や特徴について理解し、画一的な指導ではなく、生徒の困っていることや辛さを把握し、特性や特徴に応じた指導ができるようにする。

ウ 科学的、合理的な指導内容、指導方法の習得

顧問は、それぞれの競技や活動の特性を踏まえた科学的・合理的な練習方法や練習内容により、生徒が短時間に集中して取り組めるよう、効果的な指導に向けて、最新の医・科学的な見地をもとに合理的な指導内容、指導方法を習得し指導に当たる。さらに、県教育委員会や各種競技団体主催の種目別指導者研修等を活用し、各種競技の特性を踏まえた指導内容、指導方法を習得する。

エ 顧問による部活動マネジメント力の向上

顧問は、生徒の心身の健全な発達のため、顧問同士、並びに、生徒とのコミュニケーションを密に行うことにより、生徒の不安や不満を把握し解消を図るものとする。さらに、部活動のリーダーとなる部長や副部長等の育成に努めるものとする。

3. 適切な休養日等の設定

校長は、成長期の生徒が、運動、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学及び生徒の心身の健康推進、教員の負担軽減等の観点から、以下の基準を原則とする。

(1) 小学校

ア 週当たり3日以上を休養日を設ける。

- ・ 平日のうち2日を休養日とする。



- ・ 週休日は休養日とするのが好ましいが、活動を行う場合は、土曜日・日曜日のうち、どちらか1日を休養日とする。ただし、週休日に大会参加等で休養できなかった場合は、他の日に振り替える。
- イ 長期休業中は週休日の活動は行わない。また、児童が十分な休養をとることができるようにするとともに、家庭や地域で過ごす機会を確保するため、連続2週間程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、各校の最終下校時刻を厳守するとともに、平日は2時間以内、週休日及び長期休業中は3時間以内とする。ただし、夏期の活動は、熱中症予防及び対策として、日中の活動時間には十分配慮する。
- エ 始業前の早朝練習については、児童の健康面、安全面の配慮及び家庭の負担軽減のため行わない。
- オ 家庭の経済的負担を軽減するため、遠征や合宿は行わない。

(2) 中学校

- ア 週当たり2日以上休養日を設ける。
 - ・ 平日のうち1日を休養日とする。
 - ・ 週休日は休養日とするのが好ましいが、活動を行う場合は、土曜日・日曜日のうち、どちらか1日を休養日とする。ただし、週休日に大会参加等で休養できなかった場合は、他の日に振り替える。
- イ 長期休業中は週休日の活動は行わない。また、生徒が十分な休養をとることができるようにするとともに、家庭や地域で過ごす機会を確保するため、連続1週間程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、各校の最終下校時刻を厳守するとともに、平日は2時間程度以内、週休日及び長期休業中は3時間程度以内とする。ただし、夏期の活動は、熱中症予防及び対策として、日中の活動時間には十分配慮する。
- エ 始業前の早朝練習については、児童の健康面、安全面の配慮及び家庭の負担軽減のため行わない。
- オ 家庭の経済的負担を軽減するため、遠征や合宿は行わない。

4. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

校長は生徒の多様なニーズに応じた活動が行うことができるような部活動の設置に努める。

具体例としては、生徒の運動機会の創出が図られるような、季節ごとに異なるスポーツを行う「総合運動部」やスポーツを楽しむ目的で行う「レクリエーション部」、文化的な活動を総括的に行う「文化創造部」などが考えられる。

(2) 保護者との連携・協力

ア 部活動は学校教育の一環として行われるものであり、学校は、日頃から保護者との信頼関係を築き、保護者の理解を得ることが涵養である。そうした中、活動にかかる費用や生徒の健康面など、保護者の援助・協力を得ることにより、環境整備に努める。

イ 学校は年度当初に保護者説明会を開催し、部活動の指導方針や活動内容、活動計画について説明する。それを踏まえて、保護者等による応援・援助を受けられるように保護者会等との協力体制の強化を進めていく。

(3) 地域との連携

ア 部活動指導員は、可能な限り、地域の人材を活用する。また、必要に応じて春日井市体育協会⁶に所属している社会教育団体等と連携し、部活動指導員を確保する。

イ 市は、地域におけるスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ及び文化的な団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等、学校と地域が共に生徒を育てるという考え⁷のもと、地域におけるスポーツ環境整備を進める。

ウ 教員が各種団体の指導者となる場合は、校長の承認及び市教育委員会への届出を行う。

⁶ 平成31年4月より「春日井市スポーツ協会」へ名称変更する予定。

⁷ 春日井市教育大綱（2016年2月）の基本理念には「家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭、地域、学校、行政等が連携し、社会全体で子どもの成長を育む必要があります。」とあり、基本的な方向性にも「文化やスポーツを通じて、地域の絆を強めるとともに、地域の身近な場所において、子どもが優れた文化芸術に触れることができる機会の提供に努めます。」「生涯にわたって、体力や年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しむことができる機会の提供するとともに、トップレベルの選手の競技に触れる機会の充実に努め、子どもの夢を育みます。」とある。

5. 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、以下の大会・発表会の目安を踏まえ、生徒にとり部活動が教育上の意義を逸脱並びに生徒及び顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査する。

(1) 小学校

出場する大会・発表会等は年間2回程度に精選し、練習試合は月1回程度までとする。また、大会・発表会に向けた練習は、児童の心身の健康状態に留意し活動させる。

(2) 中学校

出場する大会・発表会等は年間6回程度に精選し、練習試合は月2回程度までとする。また、大会・発表会に向けた練習は、生徒の心身の健康状態に留意し活動させる。

6. 教育委員会の取組

(1) ガイドラインの検証

ア 市教育委員会は、本ガイドラインにより、各校の部活動が適切に活動しているかを把握し、必要に応じて指導・助言を行う。

イ 市教育委員会は、本ガイドラインを必要に応じて見直し、部活動のよりよい在り方を検討する。

(2) 諸課題への取組

ア 部活動指導員の配置

市教育委員会は、部活動指導員の配置にあっては、学校の実情を踏まえたものとし、部活動指導員に対し、本ガイドラインを徹底するための研修を行う。

イ 指導力の向上

市教育委員会は、科学的・医学的見地を高めるため、講師を招聘し、顧問の指導力向上を図る。